

平成22年度 第3回豊田市都市計画審議会 会議録

開催日時：平成22年9月29日（水） 午後2時00分～午後3時15分

開催場所：市役所 南51会議室（南庁舎5階）

出席委員：三江 弘海 作元志津夫 八木 哲也 近藤 光良
太田 博康 伊豆原浩二 光輪 龍雄 西川嘉一郎
播磨 伸次 加藤 昭 長崎 栄一
青木 隆典（代理 篠塚 勇）
榊原 光隆（代理 齋藤和樹）

以上 13名

事務局出席者：加藤都市整備部調整監

羽根都市整備部都市計画担当専門監

都市計画課 岡本主幹、安藤副主幹、岡田主査、神谷主事、塚本書記

産業労政課 八木副主幹、川合係長

土木課 竹村副主幹

（開会時間 午後2時00分）

開 会

司会

皆様、大変お待たせいたしました。本日は、大変お忙しい中、都市計画審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、都市計画課の安藤と申します。

議事に入るまでの間、お手元の次第に沿って会議を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

毎回、お伝えしていることですが、まず、この都市計画審議会は、平成15年度から原則として公開しております。本日は2名の方が傍聴にいらしています。

また、会議録につきましても、市政情報コーナーにおいて一般公開するとともに、豊田市のホームページにも掲載してまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、本日の審議会ですが、磯部委員、松本委員、小木曾委員、片木委員、河木委員の5名の方が都合により欠席されております。

あと、豊田加茂建設事務所長の青木委員の代理で篠塚様が、豊田警察署長の榊原委員の代理で齋藤様にご出席いただいておりますので、ご承知おきください。

それでは、開会の言葉を都市整備部の加藤調整監から申し上げます。

加藤都市整備部調整監

皆さん、こんにちは。

暑い夏も過ぎて、何か一気に秋がやってきたというような感じで、皆さん、今から仕事が精力的にできる、また、秋祭りのシーズンに入って、いろいろその準備等々にお忙しい

中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから平成22年度第3回豊田市都市計画審議会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

1 付議書伝達

司会

それでは初めに、市長から審議会の伊豆原会長に付議書の伝達をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

鈴木市長

豊田市都市計画審議会会長様。

豊田市都市計画審議会への付議について。

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、下記事項について決定したいので、貴審議会に付議いたします。

一つ、豊田都市計画地区計画の決定について。西広瀬工業団地東部地区計画、豊田市決定分でございます。よろしくお願いいたします。

2 市長あいさつ

司会

それでは、ここで市長から皆様にごあいさつを申し上げます。

鈴木市長

改めまして、皆さんこんにちは。

本当にお忙しいところ、今日は第3回豊田市都市計画審議会にご都合をおつけいただき、開催をしていただきまして、大変ありがとうございます。

本当に秋が来たかという、昨日、今日の実感というぐらいでございますが、これから今年度の後半に入るということでございまして、豊田市といたしましては、いよいよ来年度、平成23年度に向けての予算を始めとする作業に着手する時期になってまいりました。

経済情勢につきましては、皆様ご案内のとおりでございますが、豊田市内におきましては、なかなか厳しい状況を脱皮できていないというふうな、そんな状況がございます。

今日の報道で日銀短観が発表されておりましたけれども、後半に至って、やはり成長に不安が大きいと。これまでの持ち直し傾向にやや、私どもとしては余りありがたない情報が流されているということもございまして、そんなことも十分念頭に置く中で、来年度、再来年度、実は、平成24年度あたりで、ある程度目鼻がつくかというのが、ことしの夏ごろまでの見通しだったんですけども、もう1年延びそうというか、目鼻がつくのがもう1年先になるのではないかというふうな判断をしつつ、これから3か年間、さらに厳しい状況の中での財政の計画を立てつつ、都市経営をしていくというような取組をベースにし

て、これから具体的な作業にかかるということを考えているところでございます。

先ほど申し上げましたように、今回もまた、都市計画決定をするに当たってのご審議をちょうだいするわけでありまして、ただいま、伊豆原会長さんのほうに諮問書を手渡しさせていただきましたけれども、今回は西広瀬工業団地の拡張事業についての都市計画決定、これは地区決定をちょうだいしたいということでございます。

実は、つい先ほども、市内のある部品メーカーの社長が交代されたということで、お会いいたしました。余り経済情勢のことをああだこうだ言っている、どうせ愚痴になるといって控えたんですけど、やっぱり工場、本社、研究施設その他が手狭になっている。しかも、建物の建てかえも一部しなければいけない、これは経年劣化があるということなんですけど、そんなこともありまして、また相談をさせてほしいというお話がございました。つまりは、企業用地を何とかしたいというお話がございまして、こういう状況ではありますけれど、やっぱり企業は大変頑張っておられて、依然として新たな設備投資も検討しておられる企業があるんだということを、つい先ほど、実感いたしました。

そんなこともございますので、ぜひこの事業につきましては実現させていきたいと考えております。

この場所は、現在あります西広瀬工業団地の隣接地でございまして、土地はもう既に市のほうで取得している土地でございます。これによって、また、これからの産業界のニーズにこたえて、豊田市の産業基盤の充実、拡張、そういった点で役に立てていきたいと、そんなふうに思っておりますので、ぜひともよろしくご審議、ご協議いただきますようお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。

市長はほかの公務のため、ここで退席をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料ですが、今回は「次第」「座席表」を配付させていただいております。

また、委員の皆様には事前に送付いたしました議案書をご持参いただいているかと思いますが、もしご持参されていない方がお見えでしたら事務局までお申しつけください。よろしかったでしょうか。

それでは、続きまして、審議会の成立条件の報告をさせていただきます。

本日は18名の委員のうち、現在、13名の方に出席いただいておりますので、審議会条例第6条第3項の規定による2分の1以上のご出席ですので、本日の審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これより議事に移りたいと思います。

議事の進行を伊豆原会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

3 会議録署名者の指名

伊豆原会長

それでは、ここからは私が議長を務めさせていただきます。

次第でございますように、3番目、議事録署名者の指名ということになっておりますが、いつもどおり五十音順といたしますか、あいいうえお順にお願いをしております。本日は加藤委員と近藤委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。後ほど事務局から議事録を持って確認に行ってくださいますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入りますが、きょうは議案が一つでございます。1件しかありませんが、時間が許す限り議論をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

4 議案審議

議題1 豊田都市計画 地区計画の決定について

伊豆原会長

それでは、第1号議案「豊田都市計画 地区計画の決定について（西広瀬工業団地東部地区計画）」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

私は都市計画課の岡田と申します。よろしく申し上げます。

この議案は、市街化調整区域内地区計画制度による工業系の開発を目的とした地区計画の決定です。

前方のスクリーンをごらんください。

議案の説明に入ります前に、市街化調整区域内地区計画の制度について簡単に説明させていただきます。なお、説明は本日の議案が該当します工業系を中心に説明させていただきます。

豊田市では、平成20年3月に豊田市都市計画マスタープランを策定し、将来都市構造や土地利用構想を示しています。

こちらは、豊田市都市計画マスタープランの工業地の土地利用の方針を示したものです。主要インターチェンジの周辺、大規模工場の隣接地は産業誘導拠点に位置づけ、周辺の住環境や自然環境に配慮した新たな工業地の立地誘導を図るとしてしています。具体的には、西広瀬工業団地や東海環状自動車道の豊田藤岡インターチェンジ周辺などを位置づけています。

また、これらの既存工業地の隣接地や近接地、主要なインターチェンジ周辺については、計画的に新たな産業誘導拠点を整備することとしています。

新たな産業誘導拠点の整備に当たっては、無秩序な開発を抑制するため、市街化区域への編入による工業用地の整備や、市街化調整区域内地区計画制度の活用により、計画的で良好な開発について許容していきます。

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域として、開発行為は原則として認められて

おりませんが、市街化調整区域内地区計画制度を活用することにより、一律に開発を抑制する区域として位置づけるのではなく、自然環境の保全と集落環境の維持保全を前提に、旺盛な産業需要等の社会情勢の変化に対応することとしています。

なお、市街化調整区域内地区計画運用指針では、住居系の土地利用と工業系の土地利用を目的とした開発行為のみ認めています。事業主体は、市などの公共と民間事業者、ともに可能です。

市街化調整区域内地区計画に定める対象地区の要件について説明します。

こちらは、今回の案件が該当します工業系について示したものです。

工業系の地区の要件は四つあります。

一つ目として、インターチェンジ周辺型です。インターチェンジの料金所、または一般道路への出入り口からおおむね1キロメートル以内の区域です。

二つ目として、大規模既存工場隣接地型です。20ヘクタール以上の大規模既存工場敷地に隣接する区域です。

三つ目として、幹線道路沿道型です。大規模既存工場の敷地に近接し、かつ、幹線道路に面する区域です。

四つ目として、跡地利用型です。工場敷地である既存の宅地となっております。

続いて、建物ルールに関して説明します。

地区計画では、地区計画の目標を実現し、環境を保全するための建物ルールを定めます。定める内容としては、建築物の用途制限や容積率、建ぺい率の最高限度などがあります。

一つ目の建築物の用途制限についてですが、工業系の地区計画の場合は、製造業に属する工場施設及びそれに関連する研究施設、物流施設に限られます。

最後に、この制度を活用する上で配慮しなければならない事項を説明します。

配慮する事項として、大きく次の二つがあります。

一つ目は、周辺環境の保全に対する配慮です。当制度を活用した開発による周辺の居住環境や緑の保全、治水対策などの環境負荷の程度を検証する必要があります。

二つ目は、周辺公共施設等への影響に関する配慮です。開発による影響として、道路や下水道などの公共施設整備など後追いの財政負担が生じることや、道路渋滞など社会的な影響が考えられるため、これらについて検証する必要があります。

以上が市街化調整区域内地区計画の制度に関する説明となります。

これらを踏まえまして、ただいまから議案の説明に入らせていただきます。

それでは、第1号議案「西広瀬工業団地東部地区計画の決定について」説明させていただきます。

この案件は、豊田都市計画の工業系の地区計画で、豊田市決定案件でございます。なお、開発事業者は豊田市です。お手元の議案書では1ページから5ページまでとなりますが、説明は前方のスクリーンで行わせていただきます。

まず、市街化調整区域内地区計画制度における地区要件を説明します。

本案件は、工業系の地区の要件のうち、インターチェンジ周辺型及び大規模既存工場隣接地型に該当します。

こちらは総括図です。

赤い太線の部分が計画区域です。当該計画地の場所は、中心市街地から北東9.5キロ

メートルに位置する約15.4ヘクタールです。西広瀬工業団地が立地する市街化区域の工業専用地域約45ヘクタールに隣接しています。

こちらは現況写真です。

当該地区のおおむね800メートル南側には、猿投グリーンロード西広瀬インターチェンジがあり、北側から西側には西広瀬工業団地が広がっています。このことから、利便性の高い交通網が整備され、工業地が集積している地区と言えます。南側には、樹林地が広がり、また、その南側には矢作川や西広瀬の集落があり、自然環境にすぐれている地区です。なお、当該計画区域は豊田市の市有地です。

次に、計画書の内容について説明いたします。

地区計画の目標は、当該地区の立地条件等を踏まえ、猿投グリーンロード西広瀬インターチェンジに近接する利便性の高い立地条件を生かし、生産拠点として良好な工業地の環境を構築するとともに、周辺の自然環境と調和した緑豊かな工業地の形成を図るとしています。また、土地利用の方針は、工場施設及びそれに関連する研究施設用地として、ゆとりある良好な工業団地の形成を図るとともに、地区を2地区に区分し、道路配置に適合した大規模工場等の適切な立地を図るとしています。

こちらが計画図です。画面上側が北となります。

灰色で示していますのが道路で、幅員は約11メートル、延長は約1,060メートルになります。緑色で示していますのが緑地で、第1号緑地、約5万3,000平方メートル、第2号緑地、約2万4,000平方メートル、第3号緑地、約4,000平方メートル、合計約8万1,000平方メートルを配置します。紫色で示していますのが調整池で、容量1万2,800立方メートルを東側に整備し、区域内の雨水を貯留後、河川へ放流します。これら道路、緑地、調整池を地区施設に位置づけます。

区域内への出入りに関しては、赤色の矢印で示しています1箇所から行います。また、工業用地として利用できる区域は黄色の部分で、面積はA地区、B地区それぞれ2.19ヘクタール、2.68ヘクタール、合計4.87ヘクタールを整備する計画です。

続いて、建築物等に関する事項、建築物等の用途の制限などを図にて説明します。

まず、建築物の用途は、製造業に当たる工場及びそれに関連する研究施設に限ります。これにより、産業廃棄物処理関連の立地も規制していきます。建ぺい率は60%。容積率は150%とし、ゆとりある工業団地を形成するため、建築物の敷地面積の最低限度をA地区は5,000平方メートル以上、B地区については3,000平方メートル以上としております。なお、これにより区域内に立地が可能となる企業数は6社から8社となります。

次に、高さの最高限度を25メートルとし、景観や日影に配慮します。そして、壁面後退として、道路境界線からは4メートル、敷地境界線からは2メートル以上後退していただきます。これにより、通風や防災に配慮し、ゆとりある土地利用を誘導します。

次に、周辺環境への配慮について説明します。まず、周辺の居住環境等の保全に対する対応です。西広瀬工業団地東部地区は、現在、樹林地となっております。このことから、建物ルールを定め、高さや壁面の位置を制限することにより、ゆとりある工業地の形成を図り、また、用途の制限により産業廃棄物処理施設の立地を制限します。さらに、地区の周辺に緩衝緑地を設け、周辺の居住環境等の保全を図ります。なお、当計画においては、愛知県林地開発許可基準の25%等よりもさらに大きい、地区面積のおおむね50%とな

る緑地を周囲に配置しております。

緑地の保全については、緑地を地区施設に定めることで、将来にわたり周辺の良い自然環境との調和を図ります。

また、環境負荷の増大の防止については、区域内雨水排水を一時貯留する調整池を設け、これを地区施設として位置づけることで、将来にわたり治水対策を講じ、開発による河川への負荷を低減します。

二つ目として、周辺公共施設等への影響に関する配慮です。

これは、周辺の航空写真です。

現在、当該区域への主要な交通経路は、オレンジ色で示しています県道豊田明智線や市道西広瀬工業団地1号線を通るものです。一方、開発後、当該区域で工場などが操業するときには、現在の路線に加え、ピンク色で表示しています都市計画道路猿投運動公園線が完了している予定であり、開発後の地区周辺の交通処理についても問題はなく、また、現在よりも交通渋滞が軽減されます。

なお、開発後の地区周辺の交通処理については、開発後に想定される交通量をもとに交通解析を実施しております。よって、社会的損失や後追的な財政負担など、周辺の公共施設への影響はありません。

次に、都市計画決定の手続について、これまでの経緯をご説明いたします。

地区計画の原案を作成するに当たり、周辺地区の住民や地権者に対し、自治区ごとに3回、説明会を行いました。西広瀬町自治区は平成22年6月26日に、御船町自治区は平成22年6月27日に、枝下町自治区は平成22年7月4日に説明会を行い、それぞれ23名、21名、14名、合計58名の地区住民の方に、地区計画の内容について説明させていただきました。

次に、縦覧状況についてご説明いたします。

都市計画法第16条に基づく縦覧を平成22年7月23日から8月6日までの2週間、都市計画課で行い、当該地区計画を定める区域の土地所有者から意見を求めました。縦覧者は0名、意見書の提出はありませんでした。なお、当該内容は、縦覧にあわせて豊田市ホームページに掲載し、22件のアクセスがありました。

続いて、都市計画法第17条に基づく縦覧を、平成22年8月20日から9月3日までの2週間、都市計画課で行い、市民及び利害関係者からの意見を求めました。縦覧者は3名、意見書の提出はありませんでした。なお、当該内容は、縦覧にあわせて豊田市ホームページに掲載し、30件のアクセスがありました。

最後に、今後の予定についてご説明いたします。本日の都市計画審議会で議案の承認をいただきますと、愛知県への同意協議を行い、11月上旬に地区計画の告示を行います。その後、開発許可手続を行い、1月の工事着手を予定しています。なお、当該開発後の建築物等の建築は、造成後、平成24年度以降となることから、建築物制限条例の改正につきましては、12月議会に上程する予定となっております。

以上で第1号議案「西広瀬工業団地東部地区計画の決定について」説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

伊豆原会長

ありがとうございました。

ただいま、西広瀬工業団地の件につきましてご説明いただきましたけども、これについて何かご質問、ご意見いただけませんかでしょうか。

作元委員

4点ほど質問させていただきます。

まず、アクセス道路の関係ですが、東海環状自動車道の豊田藤岡インターからのアクセスをどのように考えているかということをお聞きしたいと思います。

2点目になりますが、北西のほうに給水塔があるんですけど、それをなぜ区域の中に入れなかったのかということが2点目です。

それから、3点目になりますが、進入路のところに現況、防火水槽が設置されているんですけど、それについてはどのように取り計らっていくかということ。

それから、4点目になりますが、この南側に既存の調整池があるんですけど、それが活用できなかったかどうかということ、この4点についてお聞きしたいと思います。

事務局

南側というのは、今の計画の南側ですか。

作元委員

南側ですね、はい。

伊豆原会長

今のご説明いただいた西広瀬の、赤い部分の南側というご趣旨ですね。

作元委員

そうですね。

伊豆原会長

では、4点についてですが、お願いいたします。

事務局

まず、1点目のアクセス道路の話でございます。

藤岡のほうからのアクセス道路につきましては、この市道西広瀬工業団地1号線、ちょうど突き当たりのところから西に向かって国道419号のほうに出る道路があるかと思えます。そこでの右折の交差点改良までできればいいんですが、今の計画の中では、主に猿投運動公園線、これが平成24年に開通しますので、これをメインの進入道路として、国道419号との交差点部には右折レーンもできますので、ここからこの西広瀬工業団地に入っていただくというのを主の動線と考えております。今回、豊田藤岡インターの方から来るものについての道路改良を、この事業にあわせて行うということは、愛知県と協議が

整わなかったというところでございます。

それから、2番目の区域の確定の給水塔を区域の中に入れなかったというのは、これは産業労政課から答えます。

伊豆原会長

北西の一番北のところです。

事務局

ここに給水塔がございます。

伊豆原会長

ええ、そうですね。

事務局

産業労政課です。

水道施設ということで、今回の開発区域とは全く関係ないということで、区域に入っていないです。

作元委員

それから、防火水槽と。

伊豆原会長

それから、赤い矢印の上のところについてです。

どうぞお願いします。

事務局

工事を発注いたします土木課でございます。

防火水槽につきましては、ちょうど工事車両の進入路に当たりますので、工事に支障になるかと思えます。これについては施工業者が決まり次第、現地を詳細に調査いたしますが、事前にも消防本部と協議をさせていただいており、意向としては、できれば先に防火水槽をつくって、現況の防火水槽を取り壊すか、もしくは(方針としては)壊してから速やかに、隣地に防火水槽を設けるなど、なるべく、防火水槽がない期間を短くするようにと消防本部からは言われておりますので、そのような対応を施したいと思っております。

防火水槽につきましては以上でございます。

次に、防災調整池でございますが、防災調整池につきましては、南側の防災調整池はあるわけですが、市道西広瀬工業団地1号線から地形上、方位でいきますと東側のほうに斜面がずっと垂れております。かなり高低差がございます、市道と防災調整池の高低差が、約50メートル近くあり、どうしても南側の防災調整池に流域の水を持っていくということが不可能であったため、こういう計画にいたしました。

以上でございます。

伊豆原会長

今のご説明でよろしいですか。

作元委員

再質問で、まずアクセスの関係ですが、南下して猿投公園線までということ運用されたら、当然近距離で直接この工業団地に入ってくるのが考えられますので、これについては、国道419号の交差点改良も含めて、東海環状自動車道からのアクセスをもう一度検討すべきではないかなと思いますが、その考え方は。

それから、先ほど給水塔、給水施設ですから地区計画の範囲に含めないという回答なんですけど、含めることも可能なんですかね。もし含めた場合、どういう問題があるのか、再度、この2点についてお聞きしたいと思います。

事務局

一つ目の道路の話でございますが、今、作元委員がおっしゃっているように、こちらのほうに豊田藤岡インターがございますので、そちらから来る車については当然、南下していくのではなく北から行くのが当たり前のルートだろうということでありまして、国道419号のところで交差点がございますので、確かにこういうルートで来る車も当然考えられます。この交差点での交通混雑というのも、この西広瀬工業団地絡みの交通ということで考えられるんですが、愛知県との協議の中では、やはり国道419号のその交差点改良を今回のこの事業にあわせて、行うまでの話にならなかった。この国道419号の改良事業は南から順次整備して来てますので、今回の計画があるからといって、この交差点改良に直接結びつかないというのが愛知県の協議回答なんです。

豊田市としましては、当然、一番の問題はやっぱりこの国道419号の交差点だと思うんです。それは重々承知の上で、豊田市としてやれるこの路線を、本当にしっかりつけて、ここの産業用地の拡大に備えたいということでの交通計画を立てさせていただきました。非常に私どもも不本意ではございますけど、国道419号の改良まで、愛知県との協議が整わなかったというのが実際のところでございます。

それから、もう一つが給水塔ですが、今回、開発行為をするために地区計画を決定するわけですが、その開発行為を実際に造成するところが、ここの赤線で囲まれたこの区域です。給水塔の辺りをこの開発行為の造成のためにあわせて大きく改変するという話であれば、当然区域の中に入れても何らおかしくはないのですが、今回は、ここは一切わかりませんので、この地区計画をかける必要もないということから、今回の開発行為区域を地区計画の区域にしたということでございます。

伊豆原会長

作元委員。

作元委員

アクセス道路の関係ですが、現在もかなり渋滞する箇所でありまして、地元からも改善

要望が県のほうにも提出されているかと思しますので、工業団地を造成されることによって従業員もかなり増えるということも想定されます。さらにこの渋滞の悪化につながりますので、引き続き県との協議をやっていただきたいと思います。これは要望になりますが、よろしくをお願いします。

伊豆原会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

近藤委員。

近藤委員

最初に細かいことからお聞きしますけれども、団地の中は下水道の整備はされるということになりますか。

事務局

下水道は整備されません。

近藤委員

されない。

事務局

ええ。各企業で、浄化槽で浄化していただいて河川に放流します。

近藤委員

わかりました。

ちょっと細かい話です。この入り口のところに赤い矢印で書いてあります。その上のところに、ほかと違ったのり面のところに茶色っぽい色がかいてありますけども、我々の図面では真っ白になっています。これは緑地ではなくて、コンクリートか何かということですか。

事務局

これは道路区域で、道路管理者が管理する、のり面です。緑の部分は、地区施設の緑地として、今後は公園課のほうで管理していくということです。勾配の切り方もちょっと違いますし、道路の維持管理上、ここは急にぐっとおりてきますので、必要最小限、道路施設として管理していくということでそれぞれの施設管理者間で協議の上、決めたところでございます。

近藤委員

管理が違うということですか。

事務局

そうです。管理が違います。

近藤委員

わかりました。

それでは、次ですけれども、先ほどからちょっと問題になってますけど、車の話ですね。この分譲地、まずは分譲だと思えますけども、分譲先はほぼめどがついているということなんですか。

事務局

分譲は平成23年度からPRを開始します。まだ具体的にどこの企業が入るかというのは決まっておりません。

近藤委員

そうすると、従業員がどれくらいになるかという想定とかは、さっきの交通量の話にもかかわりますけども、それはされているのか、されていないのか。

事務局

入居する企業にもよりますので一概には言えませんが既存の工業団地の状況を参考にしますと、約500名の従業員が勤務すると想定しております。

近藤委員

全体で500名ということですか。

事務局

はい、そうです。

近藤委員

わかりました。

最後になりますけども、住民の方々にいろいろ説明されたようですけれども、主な意見と、どういうふうに対応されたかということがあれば、ちょっとご説明いただきたいと思いますが。

事務局

先ほどの下水道の話に関連するんですが、事業活動で出る排水について意見をいただきました。排水については企業の敷地内の浄化槽で処理していただいて、こちらの上海道川からこの下の飯野川を流れて、矢作川に合流するという計画です。

こちらの飯野川に中橋という橋がありまして、ここで西広瀬小学校の児童が水質の調査をやっているということ、それから、夏場には、子どもたちが水遊びをするということで、ここから出てくる水が子どもたちの活動に影響を与えないように、きれいにしっかり処理

をするよう指導してくださいとの声が一番多くありました。

その対応として、産業労政課のほうで、入居企業を募集する際には、一定の基準を守るようにしっかり指導していく予定でございます。

事務局

もう一つ、隣の御船自治区から、やはり豊田明智線の交差点が非常に混むものですから、こういう開発に伴って、道路の話が出ました。やはり地元が一番危惧するところです。交差点で、先ほど作元委員がおっしゃったように、また混むのではないかと。私どもは、建設部のほうで、先ほど説明させていただきました猿投公園線が平成24年開通というめどが立ったものですから、逆にここの西広瀬工業団地を地区計画を定め整備をするということに踏み切ったという背景があり、猿投運動公園線という一つの道路が、アクセス道路としてちゃんと整備ができるという担保をもとに、この地域の了解をいただきました。一方で、西広瀬町自治区だとか枝下町自治区は、水質のほうをかなり問題視しておりまして、今、産業労政課から説明させていただきましたとおりです。

伊豆原会長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

三江委員

調整池のことでお聞きしたいんですけど、先ほどは水質のことだったんですけど、量のこと、この調整池の量ですね。どれだけの貯留量が必要かを決めるとき、何を背景として決めるのか。流域面積だとかいろいろあると思うんですけど、どういう根拠で決定されているのか。

伊豆原会長

調整池の容量についてです。お願いします。

事務局

容量の決定根拠ということでいいでしょうか。

県の河川課と、あと愛知県の林務課と協議の結果、河川課の基準と、それから林地開発の基準というものがございまして、双方の厳しいほうの基準での安全側の値をとるということで、降雨確率でいきますと30年確率を用いています。双方計算で出しているのですが、その厳しいほうを採用しております。なお、計算の結果、今回は、林地開発基準のほうで厳しかったためでの基準に基づき1万2,800立方メートルという容量を算出しております。

三江委員

最近、ゲリラ豪雨が日常的な形になってきたものですから、100年に一度、200年に一度の確率というような豪雨もあるものですから、そういった安全側にどのぐらい配慮しているのですか。

事務局

計算はシミュレーションをしまして、24時間の雨を降らせる、最初は、数ミリの雨から、ピーク時は150～160ミリの雨を降らせて、また減っていくというシミュレーションをしております。時間雨量にしまして20ミリ程度の雨ですと、ずっと降り続けても、防災調整池は持ちこたえるということは計算結果で大体わかっております。

ただ、ご質問のゲリラ豪雨についてはどれくらい時間が続くかにより、オーバーフローしてしまう可能性もございますし、何ミリの雨が何時間降るかで変わってくるので、基本的に20ミリぐらいの雨がずっと降り続けても持ちこたえられるということです。

伊豆原会長

よろしいですか。

三江委員

オーバーフローした場合、下のほうに人家がありますよね。その辺の影響というのはないわけですか。

事務局

基本的には、この下流は上海道川で、主に農地になってございますので、田んぼ等が水につかるということが予想されます。

伊豆原会長

ほかにいかがでしょうか。

播磨委員

事業主体が豊田市ということですが、そもそも地区計画のエリアを設定されるときに、この西広瀬工業団地の東側を選ばれたということで、優先順位があるのでしょうか。その理由と、それから、この団地の規模を決められるときに、どんな考え方で決められておられるのか、その辺のところを教えてください。

事務局

西広瀬工業団地を選んだ理由というのは、都市計画マスタープランの中で、西広瀬工業団地の一帯、この豊田藤岡インターチェンジ周辺を産業誘導拠点に定めたというのが大きく一つ。そこに、たまたま市有地を持っていたということから産業部で、産業の立地の動向をいろいろアンケート確認したところ、まだ需要は豊田市にあるということでしたので、これらを踏まえ、ここの西広瀬工業団地で、まず、市有地でやれるところは早く対応しました。その規模については、もっと市有地があれば、もっとやったかと思うんですが、現在の市有地の規模から15ヘクタールでやらさせていただいたところでございます。

伊豆原会長

ほかにいかがでしょうか。

最後に、私から。

今、4人の委員からご質問があったんですが、少し考え方を整理しておいていただきたいと思うのですね。

先ほど、交通のお話が随分ありました。西広瀬工業団地は、先ほどの市街化調整区域内地区計画の考え方でいくと、インターチェンジから1キロメートルという条件と、現在の工業団地に隣接している二つの理由が入っていますが、先ほどのご質問の中で、豊田藤岡インターチェンジからのアクセスをどのように考えるかという話はあるかもしれませんが、私は交通流動としては、できれば猿投公園線には余り負荷をかけては意味がないと考えます。もちろん都市計画道路ですから、都市計画事業としてつくって、なるべく環境を確保するということを言っていたのですが、基本的には、猿投グリーンロードの西広瀬インターチェンジがあり、猿投グリーンロードそのものがその性格を持っていたはずなんです。それをうまく活用する流れをつくっていただきたい。何も市街地のあるところへ、どんどんそういった工業団地系の交通を流していくことで担保されるということから、この開発はオーケーだという考え方だけではちょっと難しいと私は思うのですね。もう少し交通の分散化を図るのだということが必要というのが一つです。

それから、先ほど従業員の方のお話が出ました。西広瀬工業団地全体として考えていただきたいのは、今や1人が1台の車に乗って通勤交通をやるという時代は、もうこれからは考えるべきではないと思います。ここに立地されている、これから立地される企業側にもお願いして、何か共通の交通の仕組み、例えば企業の送迎バスでもあるかもしれませんが、いわば車だけではなくて、もう少し公共的な、皆さんで乗り合いできるような交通の仕組みをここで考えていけば、今の猿投運動公園線への負荷も少なくなるだろうし、現在、既に実は西広瀬から少し南の都市計画道路でないところは朝晩渋滞して、地元の皆さんがお困りになっているということは随分前から聞いておりますので、そういうところも含めて、対策なりをぜひお考えいただきたいということをお願いしたいと思います。

ですから、交通というのはネットワークですから、ここに立地される事業の内容によっても随分変わってくるかと思いますが、なるべく市街地の中へ負荷をおわさないような形でいけるように、ぜひここでも立地される事業者とか、現在の既存の事業所の皆さんにもご協力をお願いして方策をお考えいただいて、相談していただきたいというのが一つです。

それから、もう一つは先ほど調整池のお話がございました。調整池について、ちょっと私も気にしていたんですが、30年確率でおやりになっている。法律上は確かに30年確率なんでしょうけれども、今、三江委員からもご質問ありましたけども、前は、たしか南の安永川とか、例えば住宅地開発とか、南部で調整池だけじゃなくて、トヨタ本社の北側のあたりとか、上拳母のあたりのところとか、そういうところは方向性としては市街化のような話も多々伺っているわけですが、そういうところでは、たしか30年確率じゃなくて、50年確率ではないのですか。違いますか。

事務局

南部のほうですか。

伊豆原会長

はい。豊田市の防災計画で30年確率ですか。

ちょっと調べていただきたいのですが、今、50年確率を導入していませんか。そうでもないですか。

事務局

基本は30年確率で河川計画をやりますが、一度に30年確率の河川の断面を改修することはなかなか難しいものですから、当面、愛知県河川課の考え方は、10年確率で暫定的に整備をやっていきます。以前は5年確率でしたが、それを10年確率で整備をし、それを目標としています。その後、30年確率で、逆に今度は掘っていく、ちょっと深く掘っていくような形で、30年確率に対応できるような河川の整備計画を立てているのが今の河川課の考え方です。

伊豆原会長

そうすると30年確率で今の計算はせざるを得ないということなんですかね。皆さんがご心配になるのは、そういう防災系の話で、これから本当にそれで大丈夫かという話だろうと思います。計画上はこうかもしれませんが、確かにこれからはそういった豪雨といますか、それらが確率の計算外で起きてきてますので、そこらあたりも今回の計画でなくても、また見直しのときにまた整理していただくということかもしれません。

先ほど交通計画の話が随分ありました。それから、道路も、現在の道路からかなりきつい勾配で随分低くなりますよね。20メートルぐらい低くなるんじゃないかという感じがしますが、そうすると、どうしてもその部分に全部たまるわけでしょうから、やっぱりその防災の話が随分大切な要素だと思います。一番重要なところはそこらあたりかなと思っていますので、ぜひご検討いただければと思います。

あと、先ほど西広瀬小学校の関係のお話がありました。これについては、先ほどもご意見が多くあったというお話だったんですが、それについては地元の皆さんとは合意という言い方はちょっと変かと思いますが、ご納得いただいていると解釈したらよろしいですか。ご意見があったということだけしか報告がなかったんですが。

事務局

市のほうで、入居企業に対してしっかり指導していくということでご理解をいただきました。

具体的には、ただ単に指導するというのではなくて、入居企業に定期的に、自主的に水質の調査をしていただいて、それを市に報告してもらって、ちゃんと正しく企業活動がされているかどうかの確認をするということでご理解をいただきました。

伊豆原会長

そうですね。わかりました。

地元の方に時々見ていただくというのが一番いいと思います。

事務局

そうですね。

伊豆原会長

時々視察会とかで見させていただいて、現実にはその数字がしっかりと見えるようにしていただくとか、ここに立地されたときに市はどういう指導してますよ、また、こういう行政指導して、こういう形で作っていますよということが地元の方にわかるような形で、よく言われる可視化ですよ、そういったような努力もしていますと説明すれば、地元の皆さんが納得していただけるために、随分ご理解をいただけるようになるのではないかと思います。ぜひ、そんなところもお願いします。もう立地していて、こういうふうな協定を結んで、こうやったからもういいよということではなくて、立地された後も、そうやって地元の皆さんや住民の皆さんがこういうところを見て、自分たちで納得できるようにしていただくような形でやっていただけるといいのではないかと思います。運用のことですから、よろしくお願いします。

お願いばかりで申しわけありません。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ご意見もないようでございますので、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、第1号議案「豊田都市計画 地区計画の決定について（西広瀬工業団地東部地区計画）」を原案どおり認めることに賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

（全員挙手）

伊豆原会長

ありがとうございます。

全員の挙手によりまして、第1号議案は原案どおり承認することに決定いたします。

本日予定されております議案については、今、ご承認いただきましたので、これで全部終わることができました。議事を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうに、お返しいたします。

事務局

どうもありがとうございました。

5 その他

事務局

これで本日の予定はすべて終了となりますが、全体を通じてご質問等がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

特にないようですので、閉会の言葉を加藤調整監から申し上げます。

閉会の言葉

加藤都市整備部調整監

皆さん、貴重な意見をいただきましてどうもありがとうございました。

本日の案件は1件でございました。西広瀬工業団地ということで、産業基盤をつくっていく。その中では、やはりこのプランの中で反映するというのはなかなか難しいのですが、やはり通勤時の交通問題というのは、これは引き続き我々が考えていかなければいけないということ認識させていただきましたし、防災上の観点、あるいは工業排水の関係ですね、そうしたのも継続的に何か見れる、見える化を図ったほうがいいという貴重なご意見もいただきまして、ありがとうございました。そんなご意見を参考にしながら、整備のほうを進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

事務局

最後ですけれども、事務局より2点ほどご連絡させていただきたいと思えます。

まず1点目は会議録についてでございます。本日の会議録につきましては、事務局で元原稿を作成しまして、本日出席の委員に送付させていただきますので、ご自身の発言内容等をご確認いただきまして、不正確な部分等がございましたら、事務局までご連絡いただきたいと思えます。委員の皆様全員に確認していただいた後、指摘された箇所を修正しまして、本日の会議録署名者の加藤委員と近藤委員、そして伊豆原会長に署名をしていただきますので、よろしくお願ひいたします。

最後、2点目ですが、次回の審議会でございますが、前回の審議会で、年明けの2月ごろとお伝えしておりますが、まだしっかり決まっておりませんので、また日程が決まり次第ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

連絡事項は以上でございます。

本日は長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

これもちまして、すべて終了とさせていただきます。

(閉会時間 午後3時15分)

会議録署名者 議長 _____ 印

委員 1 _____ 印

委員 2 _____ 印